

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月26日(火) 午後2時00分から午後2時45分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

農業委員

1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文

4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明

7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 惠造

10番 山崎 公江 11番 米山 義一 12番 小俣 民男

13番 和田 廣行 14番 佐藤 孝義

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

日程第4 報告第1号 転用確認証明書交付に対する報告

日程第5 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸

6 会議の概要

事務局 最初に互礼をします。ご起立願います。礼。ご着席ください。】

ただいまより平成31年第3回大月市農業委員会総会を始めます。
会長よりご挨拶をいただきます。

会長 「暑さ寒さも彼岸まで」といいますが、野山の木々も色付きだし、桜の開花宣言も各地で聞かれています。3月から4月にかけて何かとお忙しいと思いますが、平成31年の第3回大月市農業委員会委員総会を招集致しましたところ、ご多忙にもかかわらずご参集頂きまして厚く御礼を申し上げます。

本日の案件は、3条が1件、4条申請が2件、5条申請が1件ということでございますが、本総会がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い致しまして、挨拶と致します。

事務局 続きまして開会宣告。

会長 本日は、全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出 大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

会議を開始するに当たりまして、委員の皆様をお願いを申し上げます。

会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番山田政文委員、4番佐藤總明委員を指名致しますのでよろしくお願い致します。

日程第2 会期の決定

議長 続きまして、日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。

申請番号1について説明します。

2ページの地図と 3ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇 面積は〇〇㎡です。地目は、畑です。

譲渡人は、〇〇。譲受人は、〇〇です。

申請地は、〇〇の西側に位置しています。

申請理由について。譲渡人である〇〇は、自営業をしており農業に従事できないため、いここに当たる譲受人に、農地を贈与する計画です。

譲受人である〇〇は、会社員ではありますが、母親との農家家族に当たるため申請地に、梅と栗を栽培する計画となっています。現在は、3ページの写真のとおり管理されているとは言い難いですが、栗、梅の木があり、これを整備する計画です。

ここで、譲受人の農業者の要件についてですが、申請地の北50mに露地野菜を栽培しております。

また、〇〇、〇〇の北に国有農地〇〇㎡を借りています。その国有農地をこのたび買い入れる契約をしており、ヤマモモや柚子の栽培をするため、それまでスギ林であったところを、現在伐採し農地に戻す作業を進めています。3ページの写真をご覧ください。

以上から、〇〇で、2,000㎡以上を耕作することになり、農家の要件を満たすこととなります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

9番矢頭恵造委員お願い致します。

矢頭委員

3月15日、事務局、会長と現地調査を行いました。その中で、自分の所有農地について以前農地だったところが、ほとんど山林化しているため認められないということで別れたわけですが、その後〇〇さんに会い、実際に必要な面積が500㎡足りない、満たされれば上程できるという話をしました。1週間ほどして、国有農地を伐採して果樹栽培をすると新たに営農計画書が出され、今回の上程となりました。

写真にあるように家の前の農地は耕作しております。今回取得しようとするところは梅と栗が植えられているが、手はかけられていない。また、今回購入する国有農地は、伐採してあります。〇〇は、〇〇歳で会社員であり、実際は母親が農業をしています。国有農地を買ってまでやろうとしていることは評価しますが、本当にできるかは、私自身見守りながらと思っています。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

米山委員 国有農地は、一般の人でも買えるのか。
事務局 国有農地は、農地改革の時、農地を一旦国が買い上げ、農民に売った残りの農地です。大月には20筆以上があり、それを借りている人がいます。借りている人が買いたいという希望があれば買うことはできます。ただ、言わば売れ残りの農地ですから耕作は難しい農地が殆どです。

議長 借地の契約はしているのか。
事務局 しています。今回借りている人が買い取るということです。

米山委員 国有農地では何か作っているのか。
事務局 作っていません。しかし、自分で管理をしていて、伐採をしてこれから耕作をしようという考えです。

議長 ユズやヤマモモを植えるという営農計画です。
矢頭委員 また話をしようと思いますが、あの場所にユズやヤマモモを植えても育たない、シイタケならいいかと思う。今後は見守っていきたい。

小俣委員 ○○さんが持っても、○○さんが持っても変わらない。○○さんは手離したい。○○さんはほしい。所有権移転の要件があるかないかということですね。

事務局 所有権移転の場合、3年間は耕作しないといけない。耕作しないと許可の取り消しもありうる。利用状況調査でチェックしていかないといけないこととなります。

蔦木委員 借地には農振は掛かっているのか。
事務局 国有農地なので農振は掛かっていません。

天野委員 借地の土地を購入するときには、農業委員会に掛かるのか。
事務局 国有農地は、国と本人との契約で、実際は県の農村振興課が進めるので、農業委員会には掛かりません。

山田委員 個々の地目は畑か。昔は畑だったのか。
事務局 地目は畑です。売れ残った農地ですので、畑として使われたかは分かりません。

山田委員 本当に農業するかは分からないが、2000㎡ないと農地の取引ができないから認めてほしいというのが主旨だと思うが、他と比べても認めていいと思う。

葛木委員 3年で取り消された例はあるのか。
事務局 指導で、取り消しまではありません。ただし、3年以内にそこを太陽光や宅地などに転用することは許可されません。また、草刈りなどの保全管理をする等の注意はしています。

矢頭委員 農地パトロールの時に、国有農地部分も見に行くのか。
事務局 営農計画書が出されているので、見に行くことになると思います。

葛木委員 国有農地に非農地通知を出すのか。
事務局 国有農地に非農地通知は出しません。ただ、毎年、事務局で状況調査をして県に報告しています。

葛木委員 借りている人が木を伐採して、売ってもいいのか。
事務局 伐採の手続きをすれば、自分が管理しているわけなので可能です。

議長 現在耕作しているのが、〇〇㎡、申請地が〇〇㎡、合せて〇〇㎡あり、あと500㎡あればいいので、3筆もいらぬが。
事務局 1筆で足りませんが、3筆まとめて国有農地を買いたいということです。

議長 質疑がないようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。
農地法第4条の申請は2件ございますが、申請番号1は、次の農地法第5条の申請と関連がございますので、先に申請番号2について、事務局に説明を求めます。
事務局 7ページの地図と、8ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇 地目は畑で、面積は〇〇㎡です。申請者は、〇〇です。申請地は、〇〇駅の南、〇〇の北東に位置する第2種農地です。

周囲の状況は、北面は自己所有の宅地、他の面は自己所有の農地となっています。転用目的は、個人住宅の建築です。

申請理由につきましては、現在同居する母親の住まいに隣接する土地に条宅を建てる計画を立てました。

自己所有の宅地と、今回転用する農地を併せると、500㎡を超えますが、農家家族であるため、農家住宅の要件を満たすこととなります。以上、申請の案件について、書類審査及び現地調査を行ったところ、事業実現のための資金の裏付け等問題はありませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 15日に会長、事務局と現地を視察してきました。8ページの写真は、〇〇地区で、〇〇駅から200mほど南になります。現在の住宅の南側に家を建てる計画です。農地を分筆し、周りに農地が残るわけですが、農家住宅は1000㎡までという規則のため仕方がないと思われまます。以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑がないようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2及び議案第5号、
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を一括上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1
5ページの地図と、6ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇 地目は畑で、面積は〇〇㎡です。申請者は、〇〇で

す。申請地は、〇〇駅の北西約700mに位置する第2種農地です。周囲の状況は、東面、西面、北面は農地、南面は河川となっています。転用目的は、太陽光発電施設です。

申請理由につきましては、申請人は太陽光発電施設を当該地に設置し、東京電力に売電することにより、安定的な収入を確保する計画を立てました。計画では、ソーラーパネルを216枚設置し、49.5Kwを発電することとしています。

この土地につきましては、すでに砂利が敷かれ雑種地となっていますが、その経緯について経緯書が出されていますので、読み上げます。

「地目は畑であるが、現況は原野になっています。私の父が当時河砂利を採取している業者に残土置き場として貸していたようです。今はそのままになっています」

河川の近くということで、大水などで農地としての利用ができなくなり、一時碎石所、その後一部荒廃という状況です。

以上、申請の案件について、書類審査及び現地調査を行ったところ、事業実現のための資金の裏付け、隣接耕作者の同意書も添付されております。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

8ページの地図と、9ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇 地目は畑で現況は雑種地となっています。面積は〇〇〇㎡です。借人は、〇〇、貸し人は、〇〇です。申請地は、〇〇駅の北西約700mに位置する第2種農地です。ただいま、4条の申請の出た農地の隣です。周囲の状況は、東面、北面は農地、西面は雑種地、南面は河川となっています。転用目的は、ただいま申請があった太陽光発電施設のための進入路です。

申請理由につきましては、先ほどの申請地は、周囲が農地または、河川であるため、工事および管理のための進入路がありませんでした。太陽光発電のためには自動車が入れる管理用の道路が必要であるとされています。そのため、隣接する農地の所有者から使用貸借で農地を借り入れ進入路にする計画です。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 15日に会長と事務局とで現地を視察してきました。
国道沿いの〇〇のガソリンスタンドの南側です。説明の通り農地として使っていない状態です。西側には既に太陽光もあります。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

蔦木委員 隣の農地は道路として全部を使うのか。
事務局 全部を転用する必要はないので、管理用道路部分を分筆して申請しています。

他に質疑がないようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第4 報告事項

議長 日程第4 報告第2号を議題と致します。
事務局に報告を求めます。

事務局 転用確認証明書の発行は2件でした。 11ページの写真を併せてご覧ください。

〇〇 〇〇㎡ 申請者 〇〇 目的は駐車場 許可日からだいぶ経過しておりますが、現地を確認し証明書を発行いたしました。

〇〇 〇〇㎡ 申請者は〇〇 工場用地として確認し、証明書を発行しました。

以上、報告いたします。

日程第5 その他

議長 日程第5 其他を議題と致します。
事務局からございますか。

事務局 新年度の農業委員会総会の日程表をお配りしましたので、ご予定ください。

議長 委員の方から何かございますか。
ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。
それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。
以上をもちまして平成31年第3回大月市農業委員会総会を閉会致します。ご協力ありがとうございました。